

ぐんま施設園芸燃料高騰緊急支援金申請受付等業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、ぐんま施設園芸燃料高騰緊急支援金申請受付等業務の受託事業者を特定するに当たり、本業務についての企画提案を広く募集し、業務履行に最も適した事業者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

ぐんま施設園芸燃料高騰緊急支援金申請受付等業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年10月31日まで

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 提案上限額 6,678,100円（消費税及び地方消費税を含む。）

※応募に関する費用は含まないため、自己負担とする。

※採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書の提出を求める。

3 応募資格

応募に際しては、以下の要件をすべて満たすこととします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当している者でないこと。
- (2) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 当該業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者。
- (9) 過去の業務実績等により、業務遂行に必要な能力を有していることを証明できること。委託契約における受託者として契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- (10) 事業執行に当たり、県の指示に従い、経理処理や事業遂行、その報告などを適切に行うための事務管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。
- (11) 不法就労者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する者をいう。以下同じ。）でないこと。
- (12) 不法就労者を助長する者でないこと。

4 スケジュール

- (1) 参加申込の提出期間
令和8年6月25日（木）～令和8年7月2日（木）午後5時（必着）
- (2) 質問の受付期間
令和8年6月25日（木）～令和8年7月1日（水）午後5時（必着）
- (3) 企画提案書等の提出期間
令和8年7月2日（木）～令和8年7月8日（水）午後5時（必着）
- (4) 審査
令和8年7月中旬予定
- (5) 結果通知
令和8年7月中旬予定

5 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は、次のとおり参加申込書を提出してください。

なお、企画提案書等については、期限までに参加申込書を提出した事業者（以下、「参加申込者」という。）からのみ受け付けます。

- (1) 提出期間
令和8年6月25日（木）～令和8年7月2日（木）午後5時（必着）
- (2) 提出方法
プロポーザル参加申込書（様式1）を用いて、以下の提出先のメールアドレスあてに提出すること。参加申込書を提出した際は、以下の電話番号あてメールの受信確認をすること。受信確認したもののみ有効とする。
- (3) 提出先
群馬県 農政部 野菜花き課 野菜係
(Eメール) yasaikakika@pref.gunma.lg.jp
(電話) 027-226-3124
※件名を「ぐんま施設園芸燃料高騰緊急支援金申請受付等業務プロポーザル参加申込」とすること。

6 質問受付

- (1) 受付期間
令和8年6月25日（木）～令和8年7月1日（水）午後5時（必着）
- (2) 提出方法
質問書（様式2）を用いて、以下の提出先のメールアドレスあてに提出すること。質問書を提出した際は、以下の電話番号あてメールの受信確認をすること。受信確認したもののみ有効とする。
- (3) 提出先
上記5（3）のとおり。
※件名を「ぐんま施設園芸燃料高騰緊急支援金申請受付等業務プロポーザル質問書」とすること。
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、参加申込者全員に対し、質問書受付日から3営業日を目途にEメールによ

り通知する。※質問事業者名は公開しない。

7 企画提案書等の提出

参加申込者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。なお、参加申込者以外からの企画提案書等は受け付けません。また、参加申込者であっても、提出期限経過後の企画提案書等は受け付けません。

(1) 提出期間

令和8年7月2日（木）～令和8年7月8日（水）午後5時（必着）

(2) 提出方法

以下の提出書類について、以下の提出先のメールアドレスあてに提出すること。企画提案書等を提出した際は、以下の電話番号あてメールの受信確認をすること。受信確認したもののみ有効とする。

(3) 提出先

上記5（3）のとおり。

※件名を「ぐんま施設園芸燃料高騰緊急支援金申請受付等業務プロポーザル企画提案書等」とすること。

(4) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式3）

イ 企画提案書本体（任意様式）

ウ 業務実施体制（任意様式）

エ 見積書（任意様式）

・業務の実施に直接必要な経費の内訳を明確にすること。

・宛て名は、「群馬県知事 山本 一太」とすること。

・見積書の内訳には、各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記すること。

オ 会社案内パンフレット等、応募事業者の概要が分かる資料

カ 暴力団排除に関する誓約書（様式4）

キ 課税（免税）事業者届出書（様式5）

ク 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）

ケ 決算書（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））

※カ～ケについては、「物件等購入契約資格者名簿」に登載されている場合は、その提出を不要とする。

(5) プロポーザル参加に関する注意事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる。

ア この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき

イ 提出書類に虚偽の記載又は不正があったとき

ウ 提出期限を過ぎて提出されたとき

エ 提案上限額を上回るとき

オ その他企画提案に関する条件に違反したとき

(6) 提案の取り下げ

企画提案書等を提出した後に企画提案を取りやめる場合は、速やかに連絡するとともに、その事

実を書面にて提出すること。

(7) 提案の無効及び契約の解除

応募事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とし、本事業における公募の参加資格を失うものとし、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

(8) その他

ア 提出された企画提案書等の内容について、質問及び訂正を求める場合がある。

イ 企画提案書等の再提出は、提出期限内に限り認める。

ウ 提出された応募書類は、本業務の委託業者選定に係る審査にのみ使用する。

エ 提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成する場合がある。

8 審査方法等

提出された書類に基づき、以下の項目を審査し、受託の優先交渉者を決定します。

(1) 審査項目

項目	審査基準
業務実施能力	業務を確実に遂行する能力・執行体制が整っているか。
	類似の実績等を有しており、その経験等を十分に活かすことが期待できるか。
企画提案内容	実現性・具体性が十分であるか。
価格点	見積金額の積算は妥当で、価格の点で優れた提案となっているか。

(2) 審査結果

令和8年7月中旬を目途に、全ての参加申込者に対し、Eメールにて通知する。電話等による問合せには応じないこととする。

9 委託契約の締結

(1) 採用された企画提案に基づき、業務内容を調整の上、再度見積書を提出いただき契約を締結する。

(2) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、県との協議・交渉で決定する。なお、前金払については、契約者と別途協議する。

(3) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合に、次点とされた者と交渉する場合がある。

(4) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、県に帰属する。

10 その他

(1) 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。

(2) 本件業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等はすべて返還する。また、県の了解なく公表又は使用することはできない。

(3) 審査結果についての異議申し立ては、受け付けない。

(4) 契約保証金については、群馬県財務規則第199条第1項各号に該当する場合は免除する。それ以外の場合は、同規則第198条の規定に基づき、契約予定総額（単価に予定数量を乗じ、消費税及び地方消費税を加算したもの）の100分の10以上を納めることとする。

(5) この要領に定めのない事項または疑義が生じた事項については、必要に応じて関係者と協議の上、定めるものとする。